

徳島県告示第六百七十号

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）第七条の規定により、令和四年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和四年十二月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 試験の日時
令和五年二月九日（木曜日）午前十時十分から
- 二 試験の場所
徳島市沖浜東二丁目一六番地 徳島市生涯福祉センター（ふれあい健康館）
- 三 受験願書の提出先
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内
一般社団法人徳島県食品衛生協会
- 四 受験願書の受付期間
令和五年一月十日（火曜日）から同月二十日（金曜日）まで（徳島県の休日を含める
条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）とする。た
だし、郵送による場合は、同月二十日までの消印があれば受け付ける。
- 五 受験願書の添付書類
写真（出願前六月以内に正面から撮影した無帽かつ無背景の上半身像で、縦三・セ
ンチメートル横二・四センチメートルのものであって、その裏面に氏名及び撮影年月日
を記入したものに限る。）
- 六 受験手数料
一万五千元（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）
- 七 受験願書の用紙の請求先
徳島市万代町一丁目一番地 徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課内
一般社団法人徳島県食品衛生協会
- 八 その他
この試験についての問合せは、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課
（電話〇八八 六二一 二二二九）又は一般社団法人徳島県食品衛生協会（電話〇八八
六二一 二二二九）へすること。